



# 茨城県報

第 1 1 3 3 号

平成12年 2 月10日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県農産物流通調査規則を廃止する規則 (統計課) .....	2
茨城県農家意識調査規則を廃止する規則 (統計課) .....	2
茨城県地球環境保全行動条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課) .....	2
茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (港湾課) .....	2

### 告 示

字の区域の設定 (3 件) (地方課) .....	3
字の区域の変更 (5 件) (地方課) .....	6
保安林の指定の解除の予定 (林業課) .....	11
漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間 (漁政課) .....	12
道路の区域の変更 (8 件) (道路維持課) .....	12
道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課) .....	15
事業計画の変更の認可 (公園街路課) .....	16
更正換地処分の届出 (土地改良事務所) .....	17

### (選挙管理委員会)

選挙管理委員会第 2 回定例会の招集.....	17
-------------------------	----

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (3 件) (生活文化課) .....	18
公共測量の実施 (用地課) .....	19
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) .....	19
都市計画法による命令 (建築指導課) .....	19
落札者等の公示 (出納第二課) .....	20
軽油引取税に係る免許証の無効 (県税事務所) .....	20

### 正 誤

平成12年 1 月 6 日付け茨城県報第1123号付録中.....	21
-----------------------------------	----

---

## 規 則

---

### 茨城県規則第 3 号

茨城県農産物流通調査規則を廃止する規則を次のように定める。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農産物流通調査規則を廃止する規則

茨城県農産物流通調査規則（昭和43年茨城県規則第29号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

### 茨城県規則第 4 号

茨城県農家意識調査規則を廃止する規則を次のように定める。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農家意識調査規則を廃止する規則

茨城県農家意識調査規則（昭和53年茨城県規則第14号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

### 茨城県規則第 5 号

茨城県地球環境保全行動条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県地球環境保全行動条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県地球環境保全行動条例施行規則（平成 7 年茨城県規則第80 - 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「」 を 「」 に 「kcal/h」 を 「kJ/h」 に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

### 茨城県規則第 6 号

茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成11年茨城県条例第32号）の施行期日は、平成12年 2 月21日とする。

~~~~~

---

## 告 示

---

## 茨城県告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により大宮町長から同町内の字の区域を次のとおり設定し、小字を廃止する旨の届出があった。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

宮の郷に設定し、小字を廃止する区域

大字富岡字菖蒲沢	2155の 1
同 字大黒山	2271の 1
同 字富山	2153の 1, 2153の 5
同 字小金谷津	2310の 1

## 茨城県告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により金砂郷町長から同町内の字の区域を次のとおり設定し、小字を廃止する旨の届出があった。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

宮の郷に設定し、小字を廃止する区域

大字竹合字大谷ツ	473の 1, 473の 2, 473の 4, 473の14から473の16まで, 475から477まで, 479, 479の 1, 480, 481の 1, 482の 1, 482の 6, 484の 1, 485の 1, 485の 3 から485の 5 まで, 486, 488, 489, 489の 1, 490
同 字梅ヶ谷ツ	494, 495, 495の 1, 496, 497
同 字蛇栗沢	503の 1, 503の 2, 504, 505, 505の 1, 506, 506の 1
同 字三手ヶ林	511, 512, 513の 1, 513の 2, 515の 1 から515の 4 まで, 516, 516の 1, 516の 2, 517, 517の 1
同 字君ヶ沢	519の 1, 519の 2
同 字小金谷ツ	1281, 1289, 1290の 1, 1292の 1, 1294の 4
同 字諏訪谷津	1437の 1, 1438の 2, 1439から1446まで
同 字大谷津	1447から1458まで, 1459の 1, 1459の 2
大字箕 字箕	1075の20

## 茨城県告示第138号

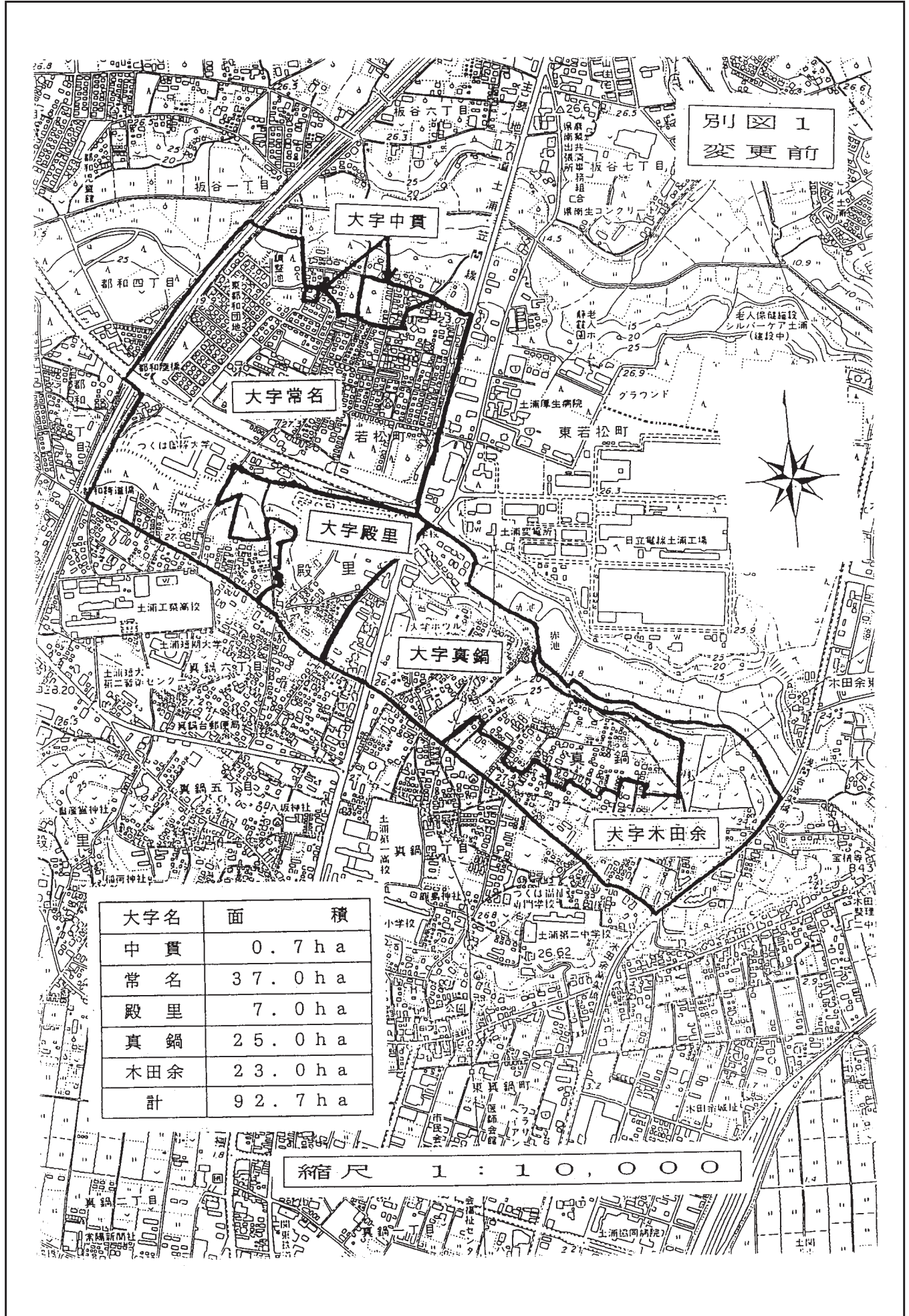
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により土浦市長から住居表示の実施に伴い、同市内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は平成12年 3 月 6 日から生ずるものである。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

町区方式による住居表示実施のため、別図 1 に示す字の区域及び名称を別図 2 の示すとおり設定する。



別図1  
変更前

大字中貫

大字常名

大字殿里

大字真鍋

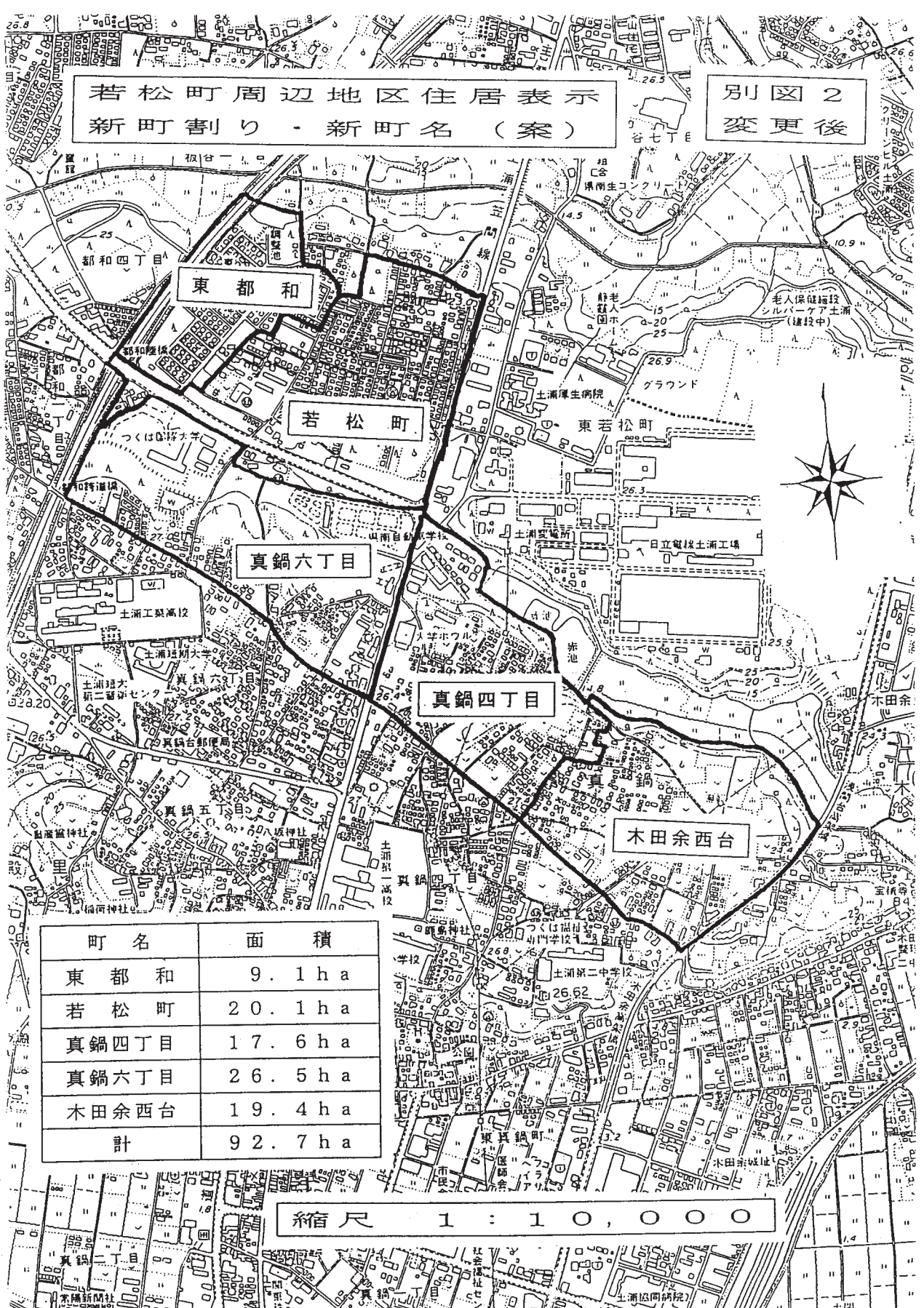
大字木田余

大字名	面 積
中 貫	0.7 ha
常 名	37.0 ha
殿 里	7.0 ha
真 鍋	25.0 ha
木田余	23.0 ha
計	92.7 ha

縮 尺 1 : 1 0 , 0 0 0

若松町周辺地区住居表示  
新町割り・新町名(案)

別図 2  
変更後



町 名	面 積
東 都 和	9. 1 h a
若 松 町	20. 1 h a
真 鍋 四 丁 目	17. 6 h a
真 鍋 六 丁 目	26. 5 h a
木 田 余 西 台	19. 4 h a
計	92. 7 h a

縮 尺 1 : 1 0 , 0 0 0

## 別町図の説明

町の区域の境界図は、これを新町名ごとに説明すれば次のとおりである。

変更前の大字名	区 域 の 説 明	変更後の町名
大字常名の一部 大字中貫の一部	水路北側～市道若松4号線東側～市道若松31号線東側～市道若松7号線東側～市道若松11号線北側～筆界～市道若松49号線北側～市道若松6号線北側～市道若松50号線北側～市道若松39号線北側～国道125号線北側～市道板谷22号線南側で囲まれた区域	東都和
大字常名の一部 大字中貫の一部	市道若松4号線北側～主要地方道土浦・笠間線東側～認定外道路北側～市道真鍋9号線北側～市道真鍋8号線東側～国道125号線南側～市道真鍋1号線北側～市道真鍋3号線東側～国道125号線北側～市道若松39号線北側～市道若松50号線北側～市道若松6号線北側～市道若松49号線北側～筆界～市道若松11号線北側～市道若松7号線北側～市道若松2号線西側で囲まれた区域	若松町
大字常名の一部 大字殿里の一部	国道125号線南側～市道真鍋8号線東側～市道真鍋9号線北側～認定外道路北側～国道125号線東側～市道2級6号線北側～市道真鍋3号線東側～市道真鍋1号線北側で囲まれた区域	真鍋六丁目
大字真鍋の一部	市道1級11号線北側～市道真鍋15号線東側～市道真鍋14号線東側～筆界～認定外道路北側～市道真鍋25号線北側～市道2級6号線北側～国道125号線東側で囲まれた区域	真鍋四丁目
大字真鍋の一部 大字木田余の一部	認定外道路北側～市道真鍋37号線東側～市道1級18号線南側～市道2級6号線北側～市道真鍋25号線北側～認定外道路北側～筆界～市道真鍋14号線東側で囲まれた区域	木田余西台

なお、区域の説明のうち、筆界とあるのは次の地番による。

変更後の町名	筆 界 と な る 地 番		
	大 字	字	地 番
東都和	常 名	大 山	4016 - 47から52まで
若松町	常 名	大 山	4010 - 7, - 9, - 12, - 13, - 15, - 17, - 19, - 20
真鍋四丁目	真 鍋	山 王 山	2930 - 1, 2931 - 1, - 3, - 6, - 11, - 12, 2933 - 1, - 2, 2934 - 1, - 2
木田余西台	真 鍋	山 王 山	2931 - 2, - 4, - 7, - 15, - 22, - 24, - 27, 2932 - 1, - 3, - 5

## 茨城県告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により大宮町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による

換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

大字三美字一ノ沢に変更する区域

大字三美字岩ノ内 1648, 1649の 1

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字三美字泉沢に変更する区域

大字三美字岩ノ内 1651の 1, 1652の 1, 1652の 2, 1653の 1, 1654の 1, 1655, 1655の 1, 1656から1659まで, 1660の 1, 1661の 1, 1662, 1663の 1, 1663の 2

大字三美字牛久保 1706の 1, 1709の 3

大字三美字籠 田 1837の一部, 1839の一部, 1840の 1 の一部, 1841の 1 の一部, 1841の 2 の一部, 1867の一部, 1868の一部

大字三美字伏木田 1879の 1 の一部, 1879の 3 の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字三美字猿内に変更する区域

大字三美字泉沢 1745の一部, 1755の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字三美字北猿内に変更する区域

大字三美字泉沢 1779の 1 の一部, 1784の 1 の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字三美字籠田に変更する区域

大字三美字泉沢 1704の一部, 1734の一部, 1737の一部, 1738の一部, 1742の一部, 1743の一部, 1749の一部

大字三美字伏木田に変更する区域

大字三美字籠田 2481の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部



茨城県告示第140号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により大宮町長から土地改良事業に伴い, 同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更の効力は, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

大字下村田字入梅田に変更する区域

大字下村田字山中 3の 5, 4の 1, 4の 2, 5の 2, 7, 8の 1, 8の 2, 9の 2, 10から12まで

大字下村田字相ノ田 13の 1, 13の 2, 14の 1, 14の 2, 15の 1, 16, 17の 1, 17の 3, 36の 1, 37の 1, 38, 39, 40の 2, 42の 1

大字下村田字杉本 104の 1, 104の 4, 105の 6, 106の 1 の一部, 109の 1, 111の 2, 112, 113, 114の 1, 114の 3, 115の 3, 116から119まで, 121, 122, 123の 1, 123の 2, 124の 1, 125の 1,

125の3, 125の4, 126, 127の1, 127の2, 128の1, 130の1, 130の3の一部, 131の3, 132の一部, 134から136まで, 137の1, 137の2, 138, 140, 141の1, 141の2, 142の1, 142の2, 144の1, 144の2, 145の1, 145の2, 146の1, 146の2, 147の1の一部, 147の2

大字下村田字片根 207の2, 208の2

大字下村田字樋場 1566の1の一部

及びこれらの区域に隣接, 介在する道路, 水路である国有地の全部

大字下村田字寺下に変更する区域

大字下村田字久保田 151の1, 152の1の一部, 153の1の一部, 154の一部, 157の一部, 158の1, 159の1の一部, 160の1の一部

大字下村田字西坪井 291の1の一部, 292の1の一部, 293の一部, 298の一部, 300の一部, 301の1の一部

及びこれらの区域に隣接, 介在する道路, 水路である国有地の全部

大字下村田字富士山西に変更する区域

大字下村田字五林堂 342の一部

大字下村田字関場に変更する区域

大字下村田字西坪井 291の1の一部, 292の1の一部, 293の一部, 294の1, 296, 297, 298の一部, 300の一部, 301の1の一部

大字下村田字五林堂 342の一部

大字下村田字富士山西 777の1の一部, 778の1から778の4まで, 779の一部, 798の1, 798の2の一部, 798の6, 798の7の一部, 799の1から799の3まで, 799の5, 800の1, 800の3, 801の1の一部, 801の2の一部, 803の1の一部, 803の2, 804の一部, 805の一部, 835の1の一部, 836の1の一部, 838の1, 838の2, 839の1の一部, 840の1の一部, 872の一部, 875, 878の一部, 904の一部, 905の1の一部

大字下村田字金堀 906の2, 913の1, 914の1, 915の1, 916の1, 918の1, 918の2, 919の1から919の3まで, 921の1から921の3まで, 924の1, 924の2, 925の2から925の5まで, 927の3から927の5まで, 928の1, 928の2, 928の4, 928の6, 928の7, 928の9, 929の2, 930の1から930の3まで, 931の1, 932の1, 932の3, 932の4, 932の6, 933の1, 934の1, 935, 936の1, 936の3から936の5まで, 937の2, 937の3, 938の1から938の4まで, 939, 939の1, 939の2, 940の1, 940の2, 941の1から941の3まで, 942から944まで, 945の2, 945の3, 950から953まで, 954の1, 954の2, 955から958まで, 958の1, 959から962まで, 969から973まで, 973の1, 974, 975, 975の1, 976, 977, 977の1, 981, 981の1, 982, 983, 984の2, 984の6, 1020の2, 1021, 1022の1, 1022の2, 1023, 1025から1031まで, 1042の1, 1043, 1045, 1046

大字下村田字高田 1032から1034まで, 1035の1, 1036の2, 1037の5から1037の8まで, 1044, 1047の1, 1053の1, 1054から1063まで

大字下村田字立町 1065, 1066の1, 1066の2, 1067から1069まで, 1070から1072までの各一部, 1073, 1074, 1076から1078まで, 1079から1081までの各一部, 1082から1084まで, 1086から1088まで, 1089の一部, 1090の一部, 1091から1096まで, 1096の1, 1097から1099までの各一部, 1107から1109までの各一部, 1100から1106まで, 1110, 1111, 1114から1116まで, 1117の一部, 1118の一部, 1119から1124まで, 1125の1, 1125の2, 1126の一部, 1126の1から



1126の 3 までの各一部

大字下大賀字扇田

536の 2

大字下大賀字久保田

567の 2, 568の 2

大字下大賀字鶴巻

608の 1, 609の 1, 614の 1, 615の 1, 615の 3, 619の 1, 620の 1, 624の 1, 625の 2, 626の 1, 629の 1, 646の13, 646の18から646の20まで, 646の22から646の31まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字下村田字西妻に変更する区域

大字下村田字杉本

130の 3 の一部, 132の一部, 147の 1 の一部, 148の 5, 149の 3

大字下村田字久保田

152の 1 の一部, 153の 1 の一部, 154の一部, 155, 156, 157の一部, 159の 1 の一部, 160の 1 の一部, 161の 1, 162から165まで, 166の 2

大字下村田字寺下

268の一部, 275の 1 の一部, 276の 1, 277, 278, 279の一部, 280の 1 の一部, 280の 2 の一部, 284の一部, 286から290までの各一部

大字下村田字関場

1127の 1 の一部, 1127の 2 の一部, 1134の一部, 1142の一部, 1144の一部, 1153の一部, 1161の 1 の一部, 1161の 2 の一部, 1175の 1, 1175の 2 の一部, 1176の 1, 1176の 2 の一部, 1177, 1178, 1178の 1, 1178の 2, 1179, 1181, 1183, 1184

大字下村田字立町

1070から1072までの各一部, 1079から1081までの各一部, 1089の一部, 1090の一部, 1097から1099までの各一部, 1107から1109までの各一部, 1117の一部, 1118の一部, 1126の一部, 1126の 1 から1126の 3 までの各一部

大字下村田字壱町田

1281, 1283, 1284, 1302の 1, 1302の 2, 1303の 1, 1303の 2, 1304の 1, 1304の 2

大字下村田字柳町

1305の 1 から1305の 3 まで, 1306の 1, 1306の 2, 1307の 1, 1307の 2, 1308, 1310の 1, 1310の 2, 1311の 1, 1311の 2, 1312から1320まで, 1321の 1, 1321の 3, 1321の 5, 1322の 1, 1322の 2, 1323から1325まで, 1325の 1, 1327, 1327の 1, 1328の 1, 1328の 2, 1329の 1, 1329の 2, 1330の 1, 1330の 2, 1331から1334まで

大字下村田字一本松

1335, 1335の 1, 1336から1341まで, 1342の 1, 1342の 2, 1343の 1, 1343の 2, 1344の 1, 1344の 2, 1345, 1345の 1 から1345の 3 まで, 1346から1348まで, 1350, 1352から1361まで, 1361の 1, 1362から1364まで, 1365の 1, 1365の 2, 1366の 1, 1366の 2, 1367から1380まで

大字下村田字樋場

1552の 1, 1553から1555まで, 1557から1559まで, 1561, 1566の 1 の一部

大字下村田字桜戸

1571の 1, 1572の 3, 1572の 5

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字下村田字宮下に変更する区域

大字下村田字杉本

106の 1 の一部

大字下村田字壱町田

1285から1293まで, 1294の 1, 1294の 2, 1295, 1296の 1, 1296の 2, 1297の 1, 1297の 2, 1298の 1, 1298の 2, 1299の 1, 1299の 2, 1300の 1, 1300の 2, 1301の 1, 1301の 2

大字下村田字堀ノ上

1518, 1519, 1522の 1, 1522の 2, 1523の 1, 1523の 2, 1526の 1, 1526の 2, 1530, 1532から1544まで, 1545の 1, 1546, 1548

大字下村田字桜戸

1574の 1, 1575の 1, 1577, 1582, 1586, 1590, 1594から1596まで, 1602の 1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

~~~~~

## 茨城県告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により大宮町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 字田子内に変更する区域

字富士山 3247の 2 , 3247の10, 3247の11, 3247の12, 3250の 2

## 茨城県告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により金砂郷町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 大字大里字切足に変更する区域

大字大里字後沢 1916から1919まで, 1921から1925まで, 1927から1929まで, 1931から1934まで, 1936, 1938, 1940, 1944

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

## 大字大里字井ノ前に変更する区域

大字大里字切足 1894の一部, 1895, 1896, 1907の一部, 1908の一部

大字大里字東井ノ前 1909から1911まで, 1912の 1 から1912の 3 まで, 1913, 1984, 1985, 1987から1990まで, 1994から1996まで

大字大里字沢ノ前 1952から1956まで

大字大里字向和久 1957, 1959, 1960の一部, 1961の一部, 1966の 1 から1966の 3 までの各一部, 1967の一部, 1970の一部, 1971の一部

大字大里字松和久 2718の一部, 2725から2728まで, 2729の一部, 2731の 2 の一部, 2733, 2736から2739まで

大字大里字小清尻 4494

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

## 大字大里字向和久に変更する区域

大字大里字刈又谷津 2002の一部, 2005の一部, 2006の 1 の一部, 2007の 1 の一部

大字大里字走下り 2008の 1 の一部, 2010の 1 の一部, 2010の 2 の一部, 2011, 2011の 2 から2011の 4 まで, 2011の 5 の一部, 2011の 6 , 2012から2018まで, 2214, 2215, 2217, 2218, 2220, 2221, 2223の 2 , 2223の 3 , 2224の 1 , 2225の 1 , 2226, 2227の 1 , 2227の 2 , 2228

大字大里字蛭田 2235の 1 の一部, 2235の 2 の一部, 2235の 3 , 2245の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

## 大字大里字由ヶ入に変更する区域

大字大里字刈又谷津 2001, 2002の一部, 2003, 2004の 1 , 2004の 2 , 2005の一部, 2006の 1 の一部

大字大里字トカイ谷津 2170

大字大里字トカイヤツ 2171

大字大里字カリ又谷津 2173

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字大里字蛭田に変更する区域

大字大里字刈又谷津 2006の1の一部、2006の3、2007の1の一部、2007の2

大字大里字走下り 2008の1の一部、2008の2、2008の3、2009の3、2009の4、2010の1の一部、2010の2の一部、2011の5の一部

大字大里字寺作 2249の一部、2250の一部

大字大里字小清尻 4471の2、4471の3、4475の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字大里字寺作に変更する区域

大字大里字蛭田 2247の一部、2293の一部

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字大里字妙志房に変更する区域

大字大里字寺作 2289

大字大里字蛭田 2296の一部、2299から2304まで、2307から2314まで、2315の1、2315の2、2317から2319まで、2320から2322までの各一部、2336の一部、2337から2341まで、2343

大字大里字小清尻 2401、2402から2404までの各一部

大字大里字堂ノ内 2436の一部、2438の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字大里字小清尻に変更する区域

大字大里字妙志房 2405

茨城県告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条第1項の規定により伊奈町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

大字狸穴字秋葉山に変更する区域

大字狸穴字馬捨場 1074の1から1074の24まで、1075、1076の1から1076の3まで、1077の1から1077の11まで、1078の1から1078の3まで、1079の1、1079の2

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部

上記地番は、平成11年11月11日現在の登記簿による。

茨城県告示第144号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡大洋村大字上幡木字前砂子1512番4

## 2 指定された目的

飛砂の防備

## 3 解除の理由

社会福祉施設用地とするため

## 茨城県告示第145号

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第8条第2項の規定に基づき、小型機船底引き網漁業のうち地方名称えび板びき網漁業及び機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

申請期間 平成12年 2 月21日から平成12年 3 月 6 日

## 茨城県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 2 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 稲田友部線

## 3 道路の区域

| 区 間                | 旧新の別  | 敷地の幅員  | 延 長  | 摘 要   |
|--------------------|-------|--------|------|-------|
| 笠間市本戸字徳島1691番 1 から | 旧     | メートル   | メートル |       |
|                    |       | 最大 5.0 | 70   |       |
|                    |       | 最小 4.0 |      |       |
|                    |       | 最大 5.0 | 80   |       |
| 笠間市本戸字徳島1685番まで    | 新 (A) | 最大 5.0 | 70   | 迂回路撤去 |
|                    |       | 最小 4.0 |      |       |

## 茨城県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 2 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 竹の内羽鳥停車場線

3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長                | 摘 要         |
|-----------------------------|------|---------------------------|--------------------|-------------|
| 東茨城郡美野里町大字羽鳥<br>134番 6 地先から | 旧    | メートル<br>最大 23.5<br>最小 9.0 | メートル<br>225        |             |
|                             |      | 新                         | 最大 23.5<br>最小 13.0 | 225<br>現道拡幅 |

茨城県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 2 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長                | 摘 要         |
|-----------------------------|------|----------------------------|--------------------|-------------|
| 西茨城郡岩間町大字押辺<br>2717番 7 地先から | 旧    | メートル<br>最大 17.5<br>最小 11.0 | メートル<br>297        |             |
|                             |      | 新                          | 最大 20.0<br>最小 16.0 | 297<br>現道拡幅 |

茨城県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成12年 2 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長                | 摘 要         |
|------------------------------|------|---------------------------|--------------------|-------------|
| 西茨城郡岩間町大字市野谷<br>1342番 1 地先から | 旧    | メートル<br>最大 17.5<br>最小 6.0 | メートル<br>216        |             |
|                              |      | 新                         | 最大 17.5<br>最小 11.5 | 216<br>現道拡幅 |

## 茨城県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下子水海道線
- 3 道路の区域

| 区 間                       | 旧新の別  | 敷地の幅員          | 延 長        | 摘 要   |
|---------------------------|-------|----------------|------------|-------|
| 結城郡千代川村大字鯨字遠見塚<br>2707番から | 旧 (A) | メートル<br>最大 6.2 | メートル<br>85 | 迂回路設置 |
|                           |       | 最小 5.0         |            |       |
| 結城郡石下町大字館方字堂の後<br>403番2まで | 新 (A) | 最大 6.2         | 85         |       |
|                           |       | 最小 5.0         |            |       |
|                           | 新 (B) | 最大 11.2        | 95         |       |
|                           |       | 最小 6.0         |            |       |

## 茨城県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 つくば千代田線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別  | 敷地の幅員           | 延 長         | 摘 要  |
|-----------------------------|-------|-----------------|-------------|------|
| 新治郡新治村大字永井字唐崎<br>1884番1地先から | 旧 (A) | メートル<br>最大 16.0 | メートル<br>310 | 旧道移管 |
|                             |       | 最小 8.0          |             |      |
|                             | 旧 (B) | 最大 38.0         | 275         |      |
|                             |       | 最小 15.0         |             |      |
| 新治郡新治村大字永井字唐崎<br>1978番1地先まで | 新 (B) | 最大 38.0         | 275         |      |
| 最小 15.0                     |       |                 |             |      |

## 茨城県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 野田牛久線
- 3 道路の区域

| 区 間                             | 旧新の別  | 敷地の幅員           | 延 長         | 摘 要    |
|---------------------------------|-------|-----------------|-------------|--------|
| 筑波郡伊奈町大字板橋字東街道<br>2046番 2 地先から  | 旧 (A) | メートル<br>最大 12.0 | メートル<br>500 |        |
|                                 |       | 最小 7.0          |             |        |
| 筑波郡伊奈町大字板橋字花田久保<br>2651番 5 地先まで | 新 (A) | 最大 12.0         | 500         |        |
|                                 |       | 最小 7.0          |             |        |
|                                 | (B)   | 最大 63.0         | 1,380       | バイパス新設 |
|                                 |       | 最小 25.0         |             |        |

茨城県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 2 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鉾田茨城線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         | 摘 要 |
|-------------------------------|------|-----------------|-------------|-----|
| 鹿島郡鉾田町大字舟木字土井林<br>202番 5 地先から | 旧    | メートル<br>最大 11.0 | メートル<br>335 |     |
|                               |      | 最小 8.0          |             |     |
| 鹿島郡鉾田町大字舟木字笹立<br>173番 2 地先まで  | 新    | 最大 32.0         | 335         |     |
|                               |      | 最小 10.0         |             |     |

茨城県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年 2 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば真岡線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字百家字一本松519番 3 地先から  
つくば市大字高野字南山577番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 2 月10日

## 茨城県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 下子水海道線
- 2 供用開始の区間 結城郡千代川村大字鯨字遠見塚2707番から  
結城郡石下町大字館方字堂の後403番2まで
- 3 供用開始の期日 平成12年2月10日

## 茨城県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 鹿田玉造線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡旭村大字鹿田字飯田1450番地先から  
鹿島郡鉾田町大字大戸字西野891番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年2月10日

## 茨城県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画公園事業  
7 逆川緑地
- 3 事業施行期間  
昭和61年12月22日から  
平成17年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成3年5月27日茨城県告示第638号の事業地のうち、千波町字カチ道、字谷中、字久保、字ヤナイタ、字中道北、字中道南、字原新田、及び米沢町字上組並びに笠原町字不動山地区内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
変更なし



## 茨城県告示第158号

平成11年12月 1 7 日付け土土改指令第15号で認可した大木曽地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成12年 2 月10日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

~~~~~  
( 選 挙 管 理 委 員 会 )

## 茨城県選挙管理委員会告示第 8 号

平成12年茨城県選挙管理委員会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成12年 2 月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

## 1 日 時

平成12年 2 月23日

午前10時

## 2 場 所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議 題

- (1) 平成11年11月28日執行江戸崎町長選挙における選挙の効力に関する審査申立ての裁決について
- (2) 平成12年第 4 回定例会の日程について
- (3) 谷和原村議会議員一般選挙に関する当選無効裁決取消請求事件について
- (4) 東海村外議会議員一般選挙の選挙結果について
- (5) 政治団体の設立届出等の状況について

~~~~~  
公 告  
~~~~~

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年 3 月27 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号茨城県三の丸庁舎 2 階）において公衆の縦覧に供する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成12年 1 月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 インパクト

## 3 代表者の氏名

梶 修 明

## 4 主たる事業所の所在地

茨城県日立市砂沢町343番地の 1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県内の団体及び個人に対して、暮らしやすい環境をつくる活動を行うことによって、人々が元気で、明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年3月31日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県三の丸庁舎2階）において公衆の縦覧に供する。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成12年2月1日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 にこにこサービス

## 3 代表者の氏名

新 井 長 雄

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県古河市大字鴻巣758番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び身障者に対して、在宅介護サービス及びバリアのない暮らしやすい住宅の改修と福祉用品の販売事業を行い、福祉社会の質的向上に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年3月31日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県三の丸庁舎2階）において公衆の縦覧に供する。

平成12年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成12年2月1日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アイ・ブリッチ・茨城

## 3 代表者の氏名

佐 藤 慎 三

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市柏田町3231の33

## 5 定款に記載された目的

この法人は、やさしさと思いやりに満ちた地域社会作りをめざし牛久市及び近郊市町村の住民を対象に、高齢者や身障者等に対する福祉サービス活動、健康保持及び環境保全に関する事業を行い、福祉の増進と環境保全に寄与することを目的とする。

## 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 建設省関東地方建設局常陸工事事務所
- 2 作業の種類 公共測量（数値地形測量）
- 3 作業期間 平成11年12月2日から平成12年3月27日まで
- 4 作業地域 自) 日立市久慈町地先  
至) 那珂郡大宮町辰ノ口地先  
自) 那珂郡東海村豊岡地先  
至) 那珂郡大宮町辰ノ口地先  
自) 水戸市若宮町地先  
至) 水戸市千波町地先  
自) 水戸市吉沼町地先  
至) 水戸市千波町地先

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
真壁郡明野町大字宮後字駒込19番3, 19番16, 19番17, 19番18, 19番20
- 2 事業主の住所及び氏名  
東京都品川区荏原三丁目5番3号  
ポパイ食品工業 株式会社  
代表取締役 鈴木 寛

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同

法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
新治郡千代田町大字下稲吉字向原1668番 1, 1668番 2, 1669番 1, 1669番 3
- 2 事業主の住所及び氏名  
つくば市梅園 2 丁目 1 番13号  
トヨタカローラ南茨城株式会社  
代表取締役 伊 藤 潔

都市計画法による命令

次の建物は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反しているので、平成12年 2 月 1 日付けで同法第81条の規定に基づき平成12年 3 月31日までに除却することを命じた。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 命令を受けた者の住所、氏名  
埼玉県川口市北園町20番20号  
黒 塚 道 夫
- 2 所 在 地  
岩井市大字猫実字前原1647番 5
- 3 建物の概要  
作業所（鉄骨造） 床面積 約150平方メートル  
事務所（プレハブ造） 床面積 約 14平方メートル

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成12年 2 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札物品の名称及び数量  
名称 語学演習装置  
数量 3 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
名 称 出納事務局出納第二課  
所在地 水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者を決定した日  
平成11年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
氏名 株式会社パナランドフジタ 代表取締役 藤 田 信 也  
住所 茨城県水戸市見川 2 丁目61番地の 3

- 5 契約金額  
28,028,700円
- 6 契約の相手方の決定手続  
一般競争入札
- 7 公告日  
平成11年11月 2 日
- 8 その他必要な事項  
最低価格

~~~~~

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成11年 7 月10日以降無効とする。

平成12年 2 月10日

茨城県下館県税事務所長 山 浦 五 十 一

| 用 途 | 種 類     | 記号及び番号   | 枚数  | 有 効 期 間      | 販売業者の所在地及び氏名                         |
|-----|---------|----------|-----|--------------|--------------------------------------|
| 農 業 | 20リットル  | E 703842 | 1 枚 | 平成11年 4 月24日 | 下妻市下妻戊28 - 5<br>常総ひかり農業協同組合<br>下妻給油所 |
|     | 100リットル | G 707541 | 1 枚 | ~            |                                      |
|     | 200リットル | H 706562 | 1 枚 | 平成12年 4 月23日 |                                      |

~~~~~

正 誤

平成12年 1 月 6 日付け茨城県報第1123号付録中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	3	平成12年 1 月	平成11年12月

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)